

千葉公園再整備マスタープラン策定業務委託
公募型プロポーザル実施要項

1 目的

千葉市では、千葉公園のさらなる魅力向上や周辺地域の活性化を図るため、(仮称)千葉公園ドームや新体育館の区域も含めた、千葉公園全体の再整備マスタープランを策定することとしている。

プラン策定にあたっては、千葉駅周辺の活性化グランドデザインをはじめとする千葉市のまちづくり方針の理解度や、ランドスケープの専門的な技術力、創造力、経験等が求められることから、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 委託概要

- (1) 委託名 千葉公園再整備マスタープラン策定業務委託
- (2) 委託場所 千葉市中央区弁天3丁目地内外
- (3) 委託内容 仕様書記載のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の翌日から平成31年3月25日まで
- (5) 委託限度額 18,000,000円(消費税込)を上限とする。

3 参加資格要件

以下のすべてに該当する者

平成30・31年度 千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿において、地区区分が「市内」または「準市内」であり、業務が「土木関係建設コンサルタント業務」の「造園」(土木：造園)に登録されている者

建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)に基づく「造園部門」の登録を受けている者

過去15年間に会社の実績として、「概ね10ha以上の都市公園の基本計画策定に類する業務」の履行実績を有する者

本業務を行うにあたり、管理技術者及び担当技術者を配置できること。兼任は不可とする。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4規定の他、以下の項目に該当しない者

- (1) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がある者
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
- (3) 当該企画提案日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていない者
 - (6) 千葉県暴力団排除条例(平成24年千葉県条例第36号)第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
 - (7) 公共の安全及び福祉を害する恐れのある団体に所属する者
 - (8) 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を参加資格確認申請期限の日から選定結果の通知日までの間に受けている者
 - (9) 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
- なお共同企業体の場合、及び は代表となる企業が、及び は共同企業体単位で、 は共同企業体を構成する全ての企業が要件を満たしていること。

4 公募スケジュール

- (1) 参加申込書の受付 平成30年7月11日(水)まで
- (2) 質問書の受付 平成30年7月11日(水)まで
- (3) 質問書の回答 平成30年7月13日(金)
- (4) 企画提案書の受付 平成30年7月27日(金)まで
- (5) 選考会の開催 平成30年8月7日(火)
- (6) 選考結果の通知 平成30年8月上旬(予定)

5 参加申込

- (1) 参加申込書の受付期限
平成30年7月11日(水)17:00まで
受付時間:9:00~17:00(土日祝日を除く)
- (2) 参加申込書の提出方法
持参(郵送不可)
- (3) 参加申込に必要な書類
参加申込書(様式1)
共同企業体の場合は、別紙「共同企業体等一覧表」を添付すること
誓約書(様式2)
実績が確認できるもの(認定書の写し又はTECRIS登録書など)
- (4) 提出場所
業務担当課

6 質問の受付・回答

- (1) 質問書の受付期限
平成30年7月11日(水)17:00まで

(2) 質問書の提出方法

電子メールで業務担当課へ提出してください。

メール着信確認のため、電子メールの送信後、必ず電話連絡をお願いします。

電子メールアドレス：ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp

(3) 質問に必要な書類

質問書（様式 3）

(4) 質問回答の公表

平成 30 年 7 月 13 日（金）までに、本市ホームページの本委託の入札情報掲載ページに公表します。質問者への個別の回答は行いません。

7 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の受付期限

平成 30 年 7 月 27 日（金）17：00 まで

受付時間：9：00～17：00（土日祝日を除く）

上記期間内に企画提案の提出が無かった場合は、選考会への参加はできません。

(2) 企画提案書の提出方法

持参（郵送不可）

(3) 提出書類

企画提案書（様式 4）

添付書類

評価テーマに対する企画提案は、A 3 判 2 枚以内（様式自由）で作成すること

(4) 提出部数

10 部

(5) 提出場所

業務担当課

8 事業者の選考

(1) 選考の考え

選考は、千葉市が設置するプロポーザル選考会で、提出された企画提案書及び別途実施予定のプレゼンテーションをもとに、下表の基準に基づいて選考する。なお、審査の結果、最高得点を複数者が獲得した場合は、評価項目のうち企画提案能力の点数を重視して順位を決するものとする。

選考基準

評価項目	評価の着眼点	配点		
業務実施能力	本業務に関連する業務の経験、実績が豊富であるか	10	30	
	本業務に活かせる資格を有した配置予定技術者が、適切に配置され、適切な業務分担がされているか	10		
	工程計画が適確に生まれ、効率的な事業実施が期待できるか	10		
企画提案能力	【評価テーマ】 都心部の総合公園である千葉公園の再整備に対する考え方や方針について	公園の特性や特徴、課題を把握する方法は適切か	15	60
		さらなる魅力向上につながるアイデアや方針であるか	15	
	【評価テーマ】 千葉公園を核としたエリアの回遊性向上策や周辺施設との連携策について	千葉駅周辺の活性化グランドデザインを踏まえた、創意工夫がみられるか	20	
	【評価テーマ】 マーケット型サウンディング調査の実施方針について	有効と考えられる独自の調査項目や手法が設定されているか	10	
経費の妥当性	業務に関する経費の見積もりは妥当か	10	10	
合計		100		

(2) 参加者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- 提案書の提出期限を過ぎた場合
- 提案書に虚偽の記載をした場合

(3) プレゼンテーションの方法

実施日：平成30年8月7日(火) 時間や留意事項等は別途通知します

企画提案書に基づき、1事業者当たり15分以内でプレゼンテーションを行う。

その後、選考委員から10分程度の質疑応答を行う。なお、プレゼンテーションのための出席者は3名以内とする。

プロジェクター等の機材を用いての説明を希望する場合は、企画提案書提出時にご相談ください。

企画提案書以外の追加資料は不可とする。

(4) 企画提案者が少数の場合

企画提案者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーションにより企画提案内容の妥当性等について審査を行う。

(5) 選考結果の通知

選考結果は市ホームページで公表するとともに、企画提案者全員に文書で通知する。

9 契約

(1) 優先交渉者の決定後、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議・合意した後に、委託契約を締結する。

(2) なお、前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託限度額の範囲内で契約を締結する。

10 その他

(1) 企画提案書類等の作成・提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書類等、書類一式の返却はしない。

(3) 選考された企画提案書類の著作権は、千葉市に帰属する。

(4) 提出書類や選考結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）の規定に基づき、開示の対象とする。ただし、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除く。また、企画提案書選考期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。

(5) 本企画提案に関連し、知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

(6) 提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

11 業務担当課（提出先）

千葉市 都市局 公園緑地部 緑政課（中央コミュニティセンター9階）

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号

TEL 043-245-5789 FAX 043-245-5885

電子メール ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp

担当 活用推進班 高橋、井本